

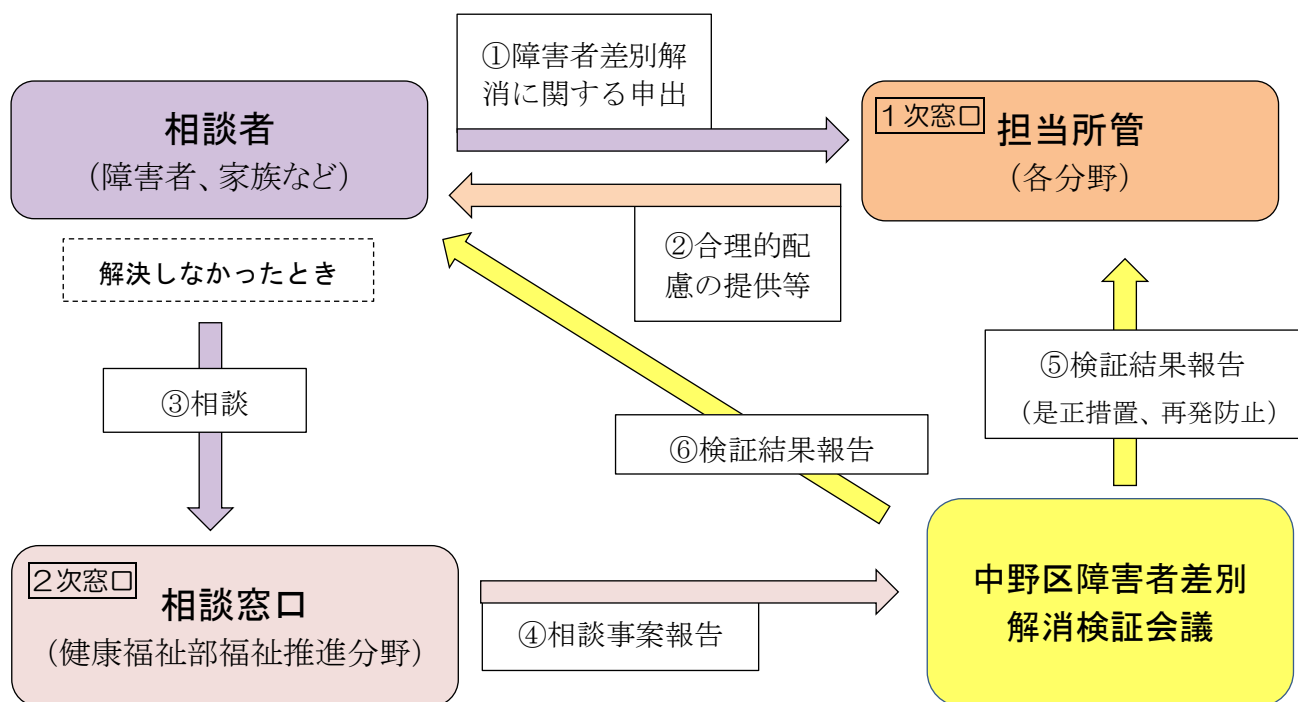
中野区における障害者差別解消に関する相談窓口について

◎担当所管における相談（1次窓口）

中野区では担当所管（各分野）において、相談者からの障害を理由とする不当な差別的取扱い及び合理的配慮の提供に関する相談に応じます。

◎相談窓口における相談（2次窓口）

1次窓口で解決にいたらなかったときは、健康福祉部福祉推進分野にある相談窓口（2次窓口）で相談に応じます。2次窓口で相談を受けた事案は、「障害者差別解消検証会議」を開催し、区の対応を検討します。必要があると認めるときは、担当所管（各分野）において速やかに是正措置及び再発防止を図ります。



【相談窓口（2次窓口）】

福祉推進分野経営担当（区役所6階9番） TEL 03-3228-8757 FAX 03-3228-5662
メール fukusisuisin@city.tokyo-nakano.lg.jp

【その他障害者差別解消に関すること】

障害福祉相談窓口（区役所1階23番） TEL 03-3228-8832 FAX 03-3228-5660
メール shogaihukusi@city.tokyo-nakano.lg.jp